

特定非営利活動法人 ねこのみみ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ねこのみみという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区東十条三丁目16番13号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民を対象とし、地域行政と連携して飼い主のいない猫とのトラブルを環境問題と捉え、その対策として地域猫（一代限りの命をまっとうさせる為）、避妊去勢の推奨、保護（保護シェルターの設置）、里親探し、地域猫という認識の普及、動物愛護法の徹底に関する事業を行い、命の大切さを啓発し、「人と猫が快適に共生できる街をめざして、飼い主のいない猫を新しく増やさないよう避妊去勢を徹底し、命を管理する事」を活動目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 人と猫が穏やかに共存できる地域環境の実現を目指す事業
- (2) 猫の適正飼育等の知識の普及活動事業
- (3) 猫の保護活動をとおり、子どもの健全な情操教育等の推進に努める活動事業
- (4) その他この法人の目的を達成するための必要な事業